

保育所等入所児童（医療的ケア児枠）の入所選考について（案）

1 経緯

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行となり、医療的ケアが必要な児童への適切な支援が市の責務となりました。

令和7年度には、入所相談会を実施し、令和8年度8月から公立保育園での受入れを開始しますが、医療的ケアのために就労時間を制限せざるを得ない保護者の事情を考慮した特別枠の入所選考枠を設けることで、保護者の就労継続を支援してまいります。

2 申請期間

令和8年5月1日～6月25日

3 受入れ開始日

令和8年8月1日

4 受入れ保育所

久喜市立ひまわり保育園

5 対象年齢

感染症のリスクを踏まえ、1歳児クラス以上（令和6年4月2日生まれ以降）を基本とする。

※症状、医療的ケアの内容等を検討の上、決定する。

6 実施できる医療的ケア

- （1）痰吸引（2）経管栄養（経鼻、胃瘻・腸瘻）（3）酸素療法（酸素カスラ、酸素マスク）
- （4）人工肛門（5）導尿（6）血糖管理（インスリン注射）（7）ネブライザーを使用した吸入

7 受入要件

- （1）主治医が集団保育を可能と判断していること
- （2）保護者が就労等の理由により、保育が必要であると認められること
- （3）家庭において安定した医療的ケアが行われていること
- （4）保護者、保育所、主治医等において情報共有ができること
- （5）久喜市に在住していること

8 入所選考について

医療的ケア児として入所を希望する児童を対象に、久喜市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年3月27日規則第21号）に基づき、保育の必要性を審査するとともに、医療的ケア児の特別枠を設けた上で、久喜市保育所等入所選考基準表に基づき選考を行います